令和７年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の概要

令和８年１１月２６日
人権教育・児童生徒課

（１）暴力行為【小学校・中学校・高等学校】

◇　結果の概要

・暴力行為の発生件数は 306 件であり、前年度比＋43 件となっています。1,000 人当たりの発生件数は 5.0 件であり、全国値と比較すると－6.0 ポイントとなっています（４年連続で全国値を下回る結果）。

◆　要因及び対策

・暴力行為は一部の学校で多発する傾向があることから、当該学校に対して市町村教育委員会と連携した支援を行ってきました。その結果、令和７年度も引き続き全国値を下回る結果になったと思われます。

・前年度から増加した要因としては、いじめの積極的な認知が進んだことや、暴力行為の把握をより丁寧に行う意識が学校現場に浸透してきたことが考えられます。一方で、新たな学校で多発する状況も見られることから、効果のあった取組を県内各学校に展開していきます。

（２）いじめ【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校】

◇　結果の概要

・1,000 人当たりのいじめの認知件数は 55.1 人と前年度から＋0.6 ポイントとなっています。

・いじめ発見のきっかけは、「本人からの訴え」が最も多くなっています。

・認知されたいじめ案件の現在の解消状況は、77.0％で前年度比－6.1 ポイントとなっています。

・いじめの重大事態発生件数は７件であり、前年度と同数となっています。1,000 人当たりの発生件数は 0.11 件で全国平均値から－0.04 ポイントとなっています。

◆　要因及び対策

・1,000 人当たりのいじめ認知件数が増加したことは、各学校においていじめの疑いなどの兆候を早期につかみ、対応を行っていることの表れと考えています。

・いじめの解消率の低下については、いじめを積極的に認知し、被害児童生徒の状況を丁寧に確認した上での慎重な解消判断を行っていることが考えられます。引き続き、継続的な見守りと支援を行い、確実な解消につなげていきます。

・重大事態に至る可能性のある事案については、早い段階での報告・相談を促すとともに、被害児童生徒に寄り添った対応となるよう支援を行ってきました。発生状況は全国を下回ったものの、依然として重大事態は発生していることから、今後も学校や市町村教育委員会との連携を密に支援を行っていきます。

（３）不登校【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校】

◇　結果の概要

・小中学校における不登校児童生徒数は 1,691 人であり、前年度比＋96 人となっています。1,000 人当たりでは 37.8 人であり、全国値と比較すると－1.8 ポイントとなっています（４年連続で全国値を下回る結果）。

・高等学校における不登校生徒数は 239 人であり、前年度比－10 人となっています。1,000 人当たりでは 15.2 人であり、全国値と比較すると－8.3 ポイントとなっています。

・令和７年度調査から、特別支援学校における不登校の状況も調査項目に加わり、1,000 人当たりの不登校児童生徒数は小中学部で 9.8 人、高等部で 63.2 人となっています。

◆　**要因及び対策**

・小中学校における 1,000 人当たりの不登校児童生徒数が４年連続で全国値を下回ったことは、不登校の兆しが見られる児童生徒への組織的な早期対応や、校内サポートルームの設置による支援の充実が進んでいることなどが考えられます。

・一方、全国と同様に、本県でも不登校児童生徒数は増加していることから、「魅力ある学校づくり」を推進するとともに、個々の状況に応じた早期支援や、校内サポートルームの設置拡充など、学校内外の支援体制の一層の充実を図っていきます。

（４）中途退学【高等学校・特別支援学校】

◇　**結果の概要**

・高等学校における中途退学者数は 250 人であり、前年度比－46 人となっています。

・中途退学率は 1.5％であり、前年度比－0.3 ポイントとなっています。全国値と比較すると＋0.1 ポイントとなっています。

・令和７年度調査から、特別支援学校における中途退学も調査項目に加わり、中途退学者数は４人であり、中途退学率は 1.0％となっています。全国値と比較すると－0.2 ポイントとなっています。

◆　**要因及び対策**

・中途退学の主たる理由が「学校生活・学業不適応」や「進路変更」であり、入学前の学校理解が十分でないことによるミスマッチも要因の一つと考えられます。学校説明会や体験入学等を通じて、中学校段階から高等学校への理解を促進し、入学後のミスマッチを防止するとともに、入学後も個々の状況に応じた相談・学習支援の充実を図る必要があります。

・学校生活への適応状況や学習面でのつまずきを早期に把握し、ＳＣ・ＳＳＷ等の専門人材を活用しながら、個々の状況に応じた相談・学習支援を充実させる必要があります。また、中途退学に至った場合にも、社会から孤立することなく次の進路を選択できるよう、関係機関と連携した居場所づくりや修学・就労支援を推進していきます。